

多国間協定発効における日印租税条約への影響

(2020年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所Grant Thornton India LLPに作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびGrant Thornton India LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびGrant Thornton India LLPに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

税源浸食および利益移転（BEPS）	1
多国間協定	1
多国間協定のメカニズム	1
多国間協定適用の流れ	2
日本とインドの多国間協定	2
多国間協定適用のスケジュール	3
多国間協定の序文に以下の意図のある文書を挿入	3
多国間協定における影響	4
設例	7
主な目的テスト（PPT）	7
三カ国 PE	8
結論	11

多国間協定発効における日印租税条約への影響

税源浸食および利益移転（BEPS）

税源浸食および利益移転（以下、BEPS）とは、各国税法および租税条約のギャップあるいはミスマッチを悪用し、課税ベースを減らしたり、高税率国から低税率国へと利益を意図的に移転したりする租税回避行為を示している。

BEPS は、多国籍企業の法人税収に依存している発展途上国にとっても深刻な課題である。途上国が国際的な税務課題に関心を持ち、特定の課題を解決するための支援を受けたり、国際税務の基準設定のプロセスに加わったりすることも重要である。

経済開発協力機構（以下、OECD）およびG20諸国は、BEPS防止措置のフレームワーク作りに130カ国以上の参加を呼びかけ、BEPS防止措置の導入のために各国と協調した。

BEPS防止措置には、各国政府が租税回避に取り組むための15の行動が含まれている。経済活動により利益が生じ、価値が創造される場合、この行動計画を適用することにより諸国は利益に課税を確実にすることができる。また、この行動計画により、事業者は国際税務紛争を減らし、コンプライアンス要件の標準化により、税務上の不確実性を減らすことができる。

多国間協定

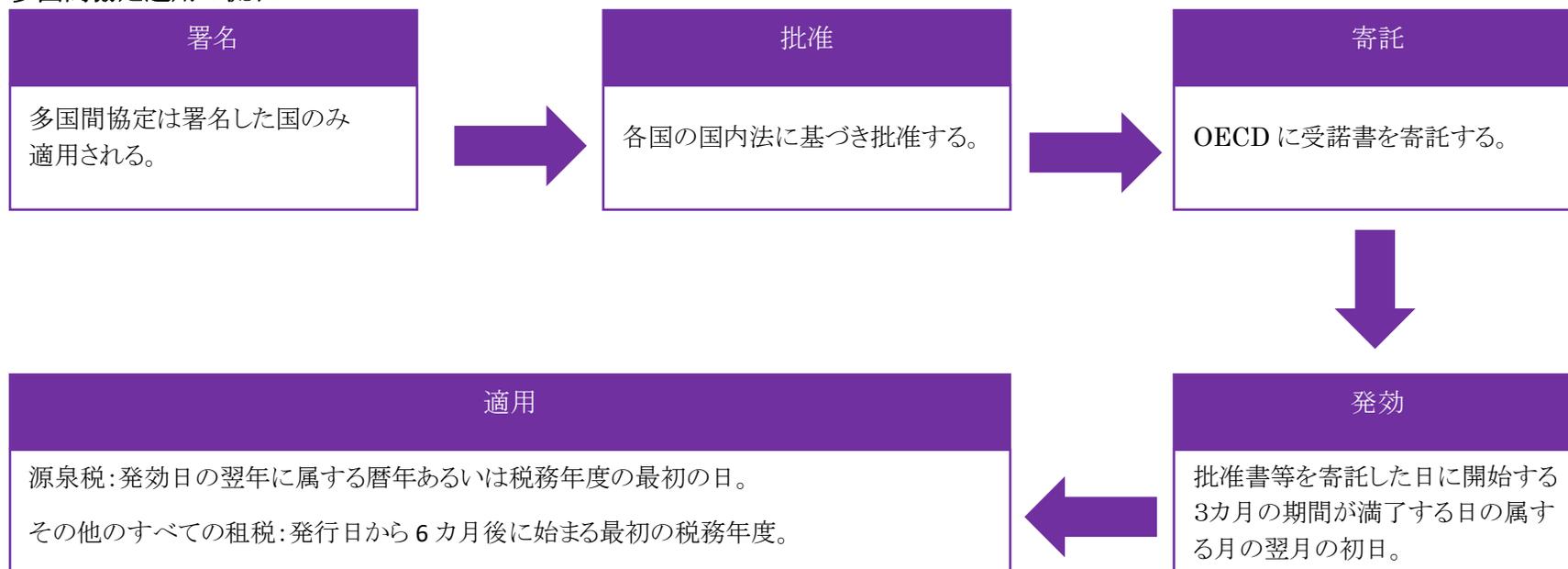
BEPS行動計画の重要な成果物は、多国間協定と呼ばれる租税回避行為の防止措置および二重課税の排除を含む15の行動である。

BEPS行動計画では、多くの先進国・発展途上国が重要な役割を果たしてきた。これらの行動計画では、国内法および国際法双方における法改正が必要になる。現在3,000もの租税条約が締結されており、一貫性を維持しながら各租税条約を修正することは困難でありかつ実務的に不可能だった。それゆえ、二国間の租税条約にこれらの行動計画を反映させるのが課題であり、広範囲に適用できる単一の手段が求められ、その結果多国間協定が考案された。

多国間協定のメカニズム

多国間協定は革新的かつ効率的に、二国間の租税条約にBEPS行動計画を適用する手段である。この協定では、各国政府が租税条約を締結しているすべての国の政府と再交渉する必要はない。また多国間協定の各規定は、個別に租税条約の本文を修正することなく、適用される。一方で、多国間協定適用後、多国間協定の内容と租税条約を同時に読み解く必要がある。

多国間協定適用の流れ



日本とインドの多国間協定

2018年9月26日、日本が留保と通告を含む多国間協定の受諾書をOECDに寄託した。同様に、2019年6月25日にインドは受諾書をOECDに寄託した。

多国間協定は、日本では2019年1月1日に、インドでは2019年10月1日に発効される。その影響は以下のとおり。

a) 日本:

- i. 非居住者に対して支払われ、または貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2020年1月1日以後に生ずる課税事象。
- ii. 当該当事国によって課されるその他のすべての租税については、2020年4月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税。

b) インド:

- i. 非居住者に対して支払われ、または貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2019年4月1日以後に開始する課税期間の初日以降に生ずる課税事象。
- ii. 当該当事国によって課されるその他のすべての租税については、2020年4月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税。

多国間協定適用のスケジュール

1. 批准およびOECDへの寄託		2. 税務年度	
インド	日本	インド	日本
2019年6月25日	2018年9月26日	4月－3月	1月－12月

3. 発効		4. 適用			
		源泉税		その他すべての租税	
インド	日本	インド	日本	インド	日本
2019年10月1日	2019年1月1日	2020年4月1日	2020年1月1日	2020年4月1日	2020年4月1日

多国間協定の序文に以下の意図のある文書を挿入

- 序文の修正は、免税あるいは税負担の軽減による租税回避を防止することに重きを置いている。
- さらに、トリーティ・ショッピング (Treaty Shopping)¹あるいは第三国を介して便益を享受する、その他の取引を通じた租税回避を防止することを強調している。

¹Treaty Shoppingとは、第三国の居住者が租税条約の締結国の形式的な居住者となり、租税条約上の便益を享受することをいう。例えば、A社がケイマン諸島の居住者であり、南アフリカに現地法人C社を設立し、ロイヤルティ収入を得る取引を考察する。その際、欧州にペーパー会社B社を設立し、A社はB社経由でロイヤルティを受領する。仮に欧州と南アフリカの租税条約上源泉税が非課税であり、かつ欧州から海外への支払いに対して源泉税が非課税の場合、A社は上記の取引における租税を回避できる。

多国間協定における影響

日印租税条約 － 条文番号	影響
第四条 2	<p>日印租税条約第四条 2 に代わり、「多国間協定第四条：双方居住者に該当する団体」が適用され、その結果以下の影響がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修正は個人以外に適用され、個人の税務ポジションについて言及していない。 事業の実質的な管理の場所、設立された場所などの多様な要素を考慮して、納税者の居住者と見なされる当事国を決定する。 両国の当局の合意がない場合、租税条約上の税の軽減または免除を受けることができない。
第五条 6	<p>日印租税条約第五条 6 に代わり、「多国間協定第十三条：特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の人為的な回避」が適用され、その結果以下の影響がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (租税条約に規定されているか否かにかかわらず) 当該一方の当事国の企業が事業の一定の場所にて準備的あるいは補助的な活動のみを実施する場合、恒久的施設に該当しない。 また、準備的あるいは補助的な活動を組み合わせる場合も、恒久的施設に該当しない。 <p>一方、ある企業または当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において事業活動を行う場合、次のいずれかに該当するときは、PE 認定の除外規定が適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の場所または他の場所が当該企業または当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を形成すること。 当該企業および当該企業と密接に関連する企業が一定の場所において行う活動の組合せ、またはその活動の全体が準備的または補助的な性格のものでないこと。
第五条 7(a)	<p>日印租税条約第五条 7(a)に代わり、「多国間協定第十二条：問屋契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避」が適用され、その結果以下の影響がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方の当事国内 (A 国) において、他方の当時国 (B 国) の企業 (B 社) に代わって行動する者 (A 社) が契約を締結しなくとも、その者 (A 社) が契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合 (重要な修正が行われていない場合も含む)、これらの契約が次のいずれかに該当するときは、当該企業 (B 社) は、当該一方の当事国内 (A 国) に恒久的施設を有するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 当該企業 (B 社) の名において締結される契約 当該企業 (B 社) が所有し、または使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、または使用の権利を与えるための契約

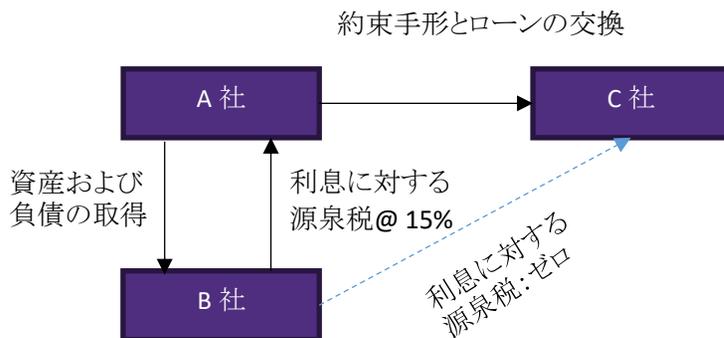
日印租税条約 － 条文番号	影響
	<p>iii). 当該企業（B社）による役務の提供のための契約</p> <ul style="list-style-type: none"> • また、その者（A社）が、専らまたは主として1または2以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、独立の代理人とはされない。 • しかし、仮に上記の活動が実施されたとしても、ほかの対象租税協定の規定（第五条6）にてPE認定の除外規定が適用された場合、上記のPE規定は適用されない。
<p>第五条8</p>	<p>日印租税条約第五条8に代わり、「多国間協定第十二条：問屋契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避」が適用され、その結果以下の影響がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一方の当事国内（A国）において他方の当時国（B国）の企業（B社）に代わって行動する者（A社）が、当該企業（B社）のために通常の方法で当該事業を行う場合であっても、専らまたは主として1または2以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、独立の代理人とされない。 <p>「多国間協定第十五条：企業と密接に関連する者の定義」が導入された。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業と密接に関連する者は新しい概念であり、さまざまな規定のPEに関係するため、多国間協定にて定義された。
<p>第九条2</p>	<p>日印租税条約第九条2に代わり、「多国間協定第十七条：対応的調整」が適用され、その結果以下の影響がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 相互協議がある場合もない場合も、当該一方の当事国（A国）が他方の当事国（B国）において租税を課された当該他方の当事国の企業（B社）の利得を当該一方の当事国の企業（A社）の利得に算入して租税を課する場合、他方の当時国（B国）は一方の当事国（A国）にて租税を課された利得に関する調整を行う必要がある。
<p>第十三条</p>	<p>「多国間協定第九条：主として不動産から価値が構成される団体の株式または持ち分の譲渡から生ずる収益」が導入され、その結果以下の影響がある。</p>

日印租税条約 － 条文番号	影響
	<ul style="list-style-type: none"> ● 一方の当事国（A国）の居住者（A社）が株式その他団体に参加する権利の譲渡によって取得する収益に対し、その価値の50%以上を他方の当事国（B国）の不動産により構成する場合、当該他方の当事国（B国）において租税を課することができる。 ● 当該譲渡に先立つ365日の期間のいずれかの時点において、これらの割合の基準値を満たす場合に適用する。
第二十七条	<p>「多国間協定第十条：当事国以外の国または地域の内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則」が導入され、その結果以下の影響がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一方の当事国（A国）の企業（A社）が他方の当事国内（B国）において所得を得て、かつ、当該一方の当事国（A国）において当該所得が両当事国以外の国（C国）に存在する当該企業の恒久的施設（PE）に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、当該一方の当事国（A国）において当該恒久的施設（PE）に帰せられる利得について租税が免除される場合において、両当事国（A国あるいはB国）以外の国（C国）において当該所得に対して課される租税の額が、一方の当事国（A国）において当該所得に対して課されたであろう租税の額の60パーセントに満たないときは、当該所得について、当該対象租税協定に基づく特典は、与えられない。この場合、当該他方の当事国（B国）の法令に従って租税を課することができる。 ● なお、上記規定は、企業が第三国にて自己の勘定のために投資を行い、管理し、または単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業または登録された証券会社が行う証券業を除く）に対しても適用される。 <p>「多国間協定第七条：条約の濫用の防止」が導入され、その結果以下の影響がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 租税条約の対象となる取引に、主な目的テスト（PPT）が導入された。 ● 主な目的テストは一般的租税回避規定として運用され、対象租税条約のいかなる規定にもかかわらず、当該対象租税条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接または間接に得ることとなる取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、その所得または財産については、当該特典は与えられない。

設例

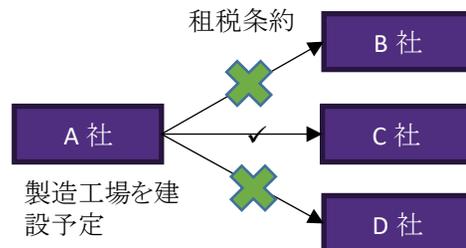
主な目的テスト (PPT)

- a. A社はB社のすべての資産・負債を取得し、それにはB社に対する貸付（貸付利率：6%）も含まれている。A国とB国は租税条約を結んでおらず、B社からA社への利息は国内法上の15%の源泉税が課される。一方、B国とC国は租税条約を締結しており、利息に対する源泉税は適用されない。A社は6つの約束手形と交換でC社にローンを譲渡する決定をした。



C社はローンに関するB国およびC国の租税条約上の便益を申請する一方、もしA社からC社にローンを譲渡した主な目的の一つが租税条約上の便益を得ることだった場合、主な目的テストが適用され、租税条約上の特典を適用できない可能性がある。

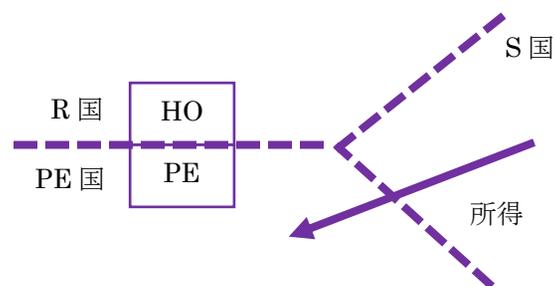
- b. A社は自動車産業に属し、急速に成長している。A社は製造コストを削減するために発展途上国に製造工場を建設することを検討している。この目的のため、三カ国（BおよびC、D）が選択肢として提示され、この三カ国は経済的かつ政治的に類似の環境下にある。一方で、A国とC国のみが租税条約を有している。そのため、A社はC国に製造工場を建設することに決めた。



現行の租税条約を考慮し、A社はC社に投資することを決めた。投資の主な目的は事業の拡大と製造コストの削減であることは明白であり、投資の主な目的が租税条約の便益を得ることであると合理的に結論づけることはできない。加えて、租税条約の一般的な目的としてクロスボーダー投資を促進することが挙げられるため、本件においてA国およびC国の租税条約上の便益を得ることは、租税条約の目的の範囲内である。

三カ国 PE

R国の居住者がS国にて所得を得る一方で第三国（PE国）にてPEを形成し、かつPEに帰せられる租税が免除される場合、三カ国PEが発生する可能性がある。



三カ国取引に関する取引内容は以下のとおりである。R国の企業はPE国のPEを通じて事業を行う。同社はS国から所得を得る一方、その所得はPE国のPEに帰属する。R国ではR社のPEからの所得に対する課税をせず、PE国は低税率国あるいは一定の種類所得に対して優遇税制を提供している。なお、租税条約上S国の源泉税は課されない。

多国間協定では、PE国での所得に対する租税額がR国で本来課せられる租税額の60%に満たない場合、源泉国であるS国が国内法に基づき所得（利子、配当、ロイヤルティーなど）に租税を課することができる。

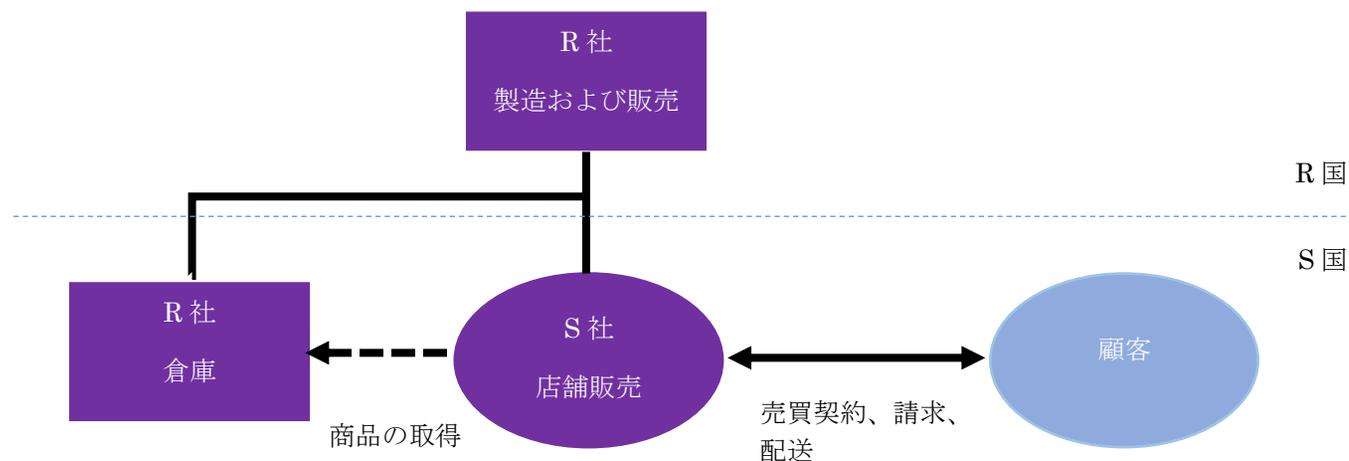
1. 特定の活動に関する免除

ケースA：外国企業F社は商品の販売のためにインドに大規模倉庫を保有し、また自社の商品の在庫および配送のために多くの従業員を雇用している。電子商取引市場の成長のおかげでF社はインドに実際の店舗を持つことなく、つまりオンラインで自社製品をインド顧客に販売できる。この場合、インドでのF社の活動はインドの倉庫に商品を保管することに限定される。一方、F社は重要な資産・倉庫、多数の従業員を活用し、在庫および配送活動を実施するため、補助的・準備的な性質をもつとはいえない。そのため、租税条約第5条6の特定の活動に関する免除は適用されない。

ケース B：外国企業 F 社は生活消費財をタイから輸入し、南アフリカに販売するためにインドに保税倉庫を有している。保税倉庫は南アフリカでの通関手続きの期間のみ商品を保管する。この場合、保税倉庫での物品の保管は補助的な性質をもち、特定の活動に関する PE の免除規定が適用される。

2. アンチ・フラグメンテーション規定 (Anti-fragmentation Rules)

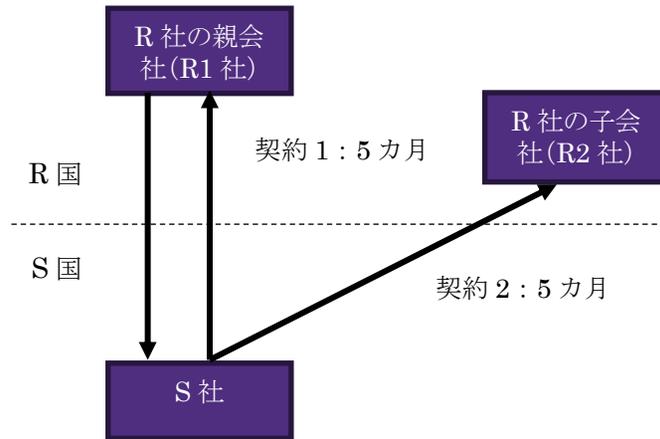
R 社は電化製品の製造、販売を行い、R 社の完全子会社である S 社は店舗にて商品を展示し、販売する。R 社は S 国に倉庫をもち、S 社の店舗で展示するのと同じ商品を保管する。S 社が顧客から商品の注文を得た際、従業員は R 社の倉庫に行き、顧客に配送する前に商品を取得する。



上記の取引は特定の PE 認定の免除規定にあらず、PE を形成する。なぜなら、以下の条件を満たし、アンチ・フラグメンテーション規定に該当するためである。

- S 社は R 社と密接に関連する者である。
- S 社の在庫は、S 国の R 社の PE に保管されている。
- R 社による倉庫での保管および S 社による店舗での保管は相互に補完しあい、一貫した事業の一部をなしている（つまり、1 場所における商品の在庫と別の場所を通じた商品の販売である）。

3. 恒久的施設



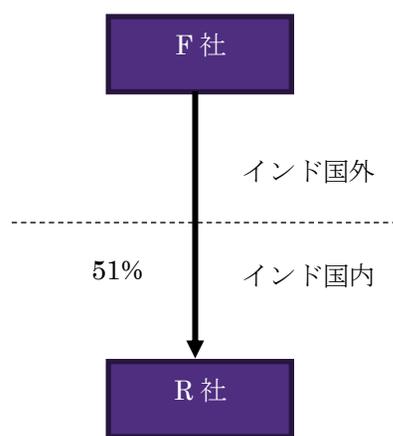
R1社はR国の居住者である。R1社はS社の発電所の建設プロジェクトの入札に申し込んだ。S社はS国の居住者であり、R1社とは独立した関係を持つ。

建設プロジェクトは10カ月継続する予定である。契約書の交渉の間、プロジェクトは二つの異なる契約（各5カ月）に分けられた。S社は最初の契約をR1社と締結し、二つ目の契約をR1社の完全子会社であるR2社と結んだ。

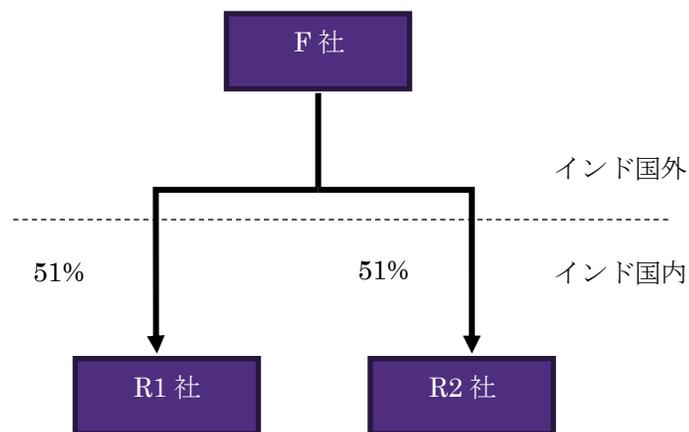
S社の要望により、R1社が二つの契約の履行義務を負い、かつ、R2社とS社の契約におけるR2社の履行義務に対して契約上の責務を連帯して負う。

本事例では、ほかの条件を考慮しない場合、契約を二つに分けた主な目的はR国とS国の租税条約第5条3における特典を得ることであると合理的に結論づけることができる。従って、本事例ではR国とS国の租税条約上の特典は適用されず、PEを形成していると認定される可能性が高い。

4. 企業と密接に関連する者



F社はR社の株式の50%超を保有し、支配しているため、F社とR社は密接に関連する者とみなされる。



F社がR1社とR2社を支配しているため、R1社とR2社は密接に関連する者とみなされる。

結論

BEPS 行動計画では、多様な所得の流れに関する租税回避を防止するため源泉国の租税権を拡大した。それゆえ、企業は既存のビジネスモデルに関する課税リスクを分析し、ビジネスモデルを見直す必要がある。

本レポートについて

本レポートは現行の法律上の規定とその解釈に基づいている。規制当局あるいは裁判所が本レポートの見解に同意することは保証していない。現行の法律上の規定および解釈は、適宜変更されていく。ジェトロおよび Grant Thornton India LLP はこうした変更に対して本レポートを更新する責任を負わない。